

愛媛県議会基本条例の一部を改正する条例

愛媛県議会基本条例（平成23年愛媛県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（基本理念）</p> <p>第2条 議会は、<u>県民が選挙した議員をもって組織され、二元代表制の一翼を担い、県の重要な意思決定に関する事件を議決する議事機関として、県民の意思を県政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。</u></p> <p>（議員の責務）</p> <p>第3条 議員は、<u>議会の権限の適切な行使に資するため、県民の代表としての自覚及び責任感を持ち、常に県民全体の利益を考え、県政の課題及びこれに対する県民の意思を的確に把握することにより、議会活動を通じて県民の負託に応え、誠実にその職務を行う責務を有する。</u></p>	<p>（基本理念）</p> <p>第2条 議会は_____、二元代表制の一翼を担い、県の_____意思決定を行う_____議事機関として、県民の意思を県政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。</p> <p>（議員の責務）</p> <p>第3条 議員は_____、県民の代表としての自覚及び責任感を持ち、常に県民全体の利益を考え、県政の課題及びこれに対する県民の意思を的確に把握することにより、議会活動を通じて県民の負託に<u>応える</u>_____責務を有する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が施行されることに伴い、議会の役割及び議員の責務を明確にするため、この条例の一部を改正しようとするものである。